

「浄化槽の維持管理に係る業務の在り方」に関して整理を行うべき事項について (案)

1. 浄化槽の維持管理全般にわたる意見について

- ・ 『清掃、保守点検及び法定検査が各関係者それぞれの都合で行われるなど、関係者間の連携が不十分であることが、浄化槽管理者に「わかりにくい」と感じさせ、不信感を持たせる原因となっていることから、各関係者が連携を図り、作業実施月等の調整をルール化することが必要なのではないか』との意見についてどう考えるか
- ・ 『市町村又はそれに準じた公的関与の強い維持管理体制の確立を推進するべきではないか』との意見についてどう考えるか
- ・ 『維持管理費用への公的資金の導入を考える必要があるのではないか』との意見や『公共用水域等の水質保全を徹底していくためには汚染物質の排出を抑制していくことが必要であることから、環境政策において広く活用されている汚染者負担の原則に基づき、生活排水を排出する者が相応の費用負担をするべきではないか』との意見についてどう考えるか
- ・ 『維持管理費用は浄化槽管理者が負担する以上、浄化槽の保守点検や清掃に携わる関係者が料金設定について十分な説明を行うなど、料金について透明性を確保することが必要ではないか』との意見についてどう考えるか
- ・ 『維持管理業務について合理化を図るとともに、使用状態や処理水の状態に応じて経済的なインセンティブが働く仕組みが必要ではないか』との意見についてどう考えるか

2. 浄化槽の保守点検に関する意見について

- ・ 保守点検についての様々な意見についてどう考えるか

(省令第6条第1項及び第2項中の「通常の使用状態において」という規定)

- ・ 「通常の使用状態において」とあるのを「使用状態に応じて」に改め、実態に即した保守点検を行う規定とするべきではないか
- ・ 「通常の使用状態」の定義を明文化する必要があるのではないか
- ・ 通常の使用状態でないことが原因で、保守点検の技術上の基準の範囲では、性能基準を満足しないと認められるものの扱いを明文化するとともに、その際の解決策として、メーカーの開発当事者が個々の事例に対応する等、メーカーの義務を具体化することで解決できる部分もあるのではないか

(省令第6条第1項及び第2項中の「以上」という規定)

- ・ 保守点検回数が増えれば増えるほど、清掃を年1回以上実施している割合は多くなっており、適切な汚泥管理を確実に実施するためにも点検回数の増加は必要不可欠ではないか
- ・ 保守点検回数については、全国的にばらつきがあり、業者独自の法解釈や監督官庁の様々な判断の下、浄化槽管理者の理解が十分得られない中で業者が一方向的に回数を決めていることが浄化槽管理者に不信感を与える原因になっているのではないか
- ・ 毎月点検(年12回点検)は、通常の4倍の基数を行わなければならなくなり、必然として「5分間点検」となってしまう、浄化槽管理者に不信感を抱かせる最大の原因となっていることから、浄化槽の処理方式及び種類に応じて保守点検回数を明確にするため、省令第6条第1項及び第2項にある「以上」を削除するべきではないか

(省令第6条第4項中の「必要に応じて」という規定)

- ・ 省令第6条第4項の適用範囲を広げ、通常の使用状態以外や構造例示型以外又は構造例示型で高度処理型のもの等に、この条文を反映させることが必要ではないか
- ・ 第11条検査において不適正と指摘されている内容の3項目(設備の稼働状況、消毒の実施状況、残留塩素濃度)は点検回数が増えれば確実に減少することから、点検回数を考える上で省令第6条第4項を一層重視し、第11条検査結果を反映させた可能な限り頻繁な保守点検の実施を実現するべきではないか
- ・ 消毒薬やブロウについては、製品の性能の向上や維持管理の仕方により一定期間安定的に機能を維持することが可能となっていることから、毎月点検を行う必要はなく、駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給については、「必要に応じて」ではなく、「定期点検時」に行うものとするべきではないか

(保守点検回数自体の重要性)

- ・ 維持管理にとって本質的な議論ではなく、必要にして十分な保守点検が行われることが重要ではないか

(保守点検の費用)

- ・ 毎月点検(年12回点検)は、1回の料金を下げても、年間の費用は高くなり、浄化槽管理者に過大な費用負担をかけることになるのではないか
- ・ 浄化槽の保守点検にかかるコストは点検回数とは無関係であり、むしろ点検回数が少ないほど清掃のコストがかさむ傾向にあることから、今後、保守点検及び清掃のトータルコストを検証する必要があるのではないか

3. 浄化槽の清掃に関する意見について

(清掃の回数)

- ・ 『通常の使用状態以外や構造例示型以外又は構造例示型で高度処理型のもの等についても、その扱いを明文化する必要があるのではないか』との意見についてどう考えるか
- ・ 『清掃の回数については、どういう使用状態であっても年に1回以上とされているが、少子高齢化の進展により、今後老人の一人世帯や二人世帯の増加が予想されることから、アメリカのように5人槽を1人で使えば5年に1回でいいというような決め方の方が合理的であり、その際には、その使用状況に合わせて適切な清掃をしているか、料金も適正であるかを第三者機関がチェックする仕組みを構築することが必要ではないか』との意見についてどう考えるか

(清掃料金)

- ・ 『「清掃料金に地域差がある」、「清掃の技術上の基準で汚泥を適正量引き出すこととなっているにもかかわらず全量引き出す結果、清掃料金が本来以上支払われている場合がある」などの指摘もあることから、清掃料金について実態を調査するべきではないか』との意見についてどう考えるか
- ・ 『汚泥の適切な引き出しにかかる実際のコストに見合った清掃料金が決められるべきではないか』との意見や『清掃は民民の契約に基づいて行われる以上、清掃料金に一律の基準価格というものはないことから、公正競争の観点にも留意するべきではないか』との意見についてどう考えるか

4. 法定検査に関する意見について

(第11条検査については受検率が低く推移していることについて)

- ・ 『受検拒否者が増えている現状においては、指定検査機関の努力に委ねるだけでなく、検査の依頼などについて積極的な行政の関与が必要なのではないか』との意見についてどう考えるか
- ・ 『保守点検業者や清掃業者との連携が必要であり、浄化槽行政として何らかの制度上の方策が必要なのではないか』との意見についてどう考えるか
- ・ 『検査労務や受検者のコストを軽減するため、一定年数の検査結果が良好であれば、その後の検査内容を簡素化するなどの措置を講じる必要があるのではないか』との意見についてどう考えるか

(第11条検査の実施時期や回数について)

- ・ 『使用人員が処理対象人員の80%を超えると、汚泥の急速な堆積のため清掃後10ヶ月頃からBODが著しく悪化しており、第11条検査は本来の意味からも意図を持たずランダムに実施する必要があるのではないか、また、この急激な汚泥増加に対処するため、保守点検の点検期間は短い方がより対応しやすいのではないか』との意見についてどう考えるか
- ・ 『第11条検査は抜き打ち、無差別に行うべきであり、全ての浄化槽において毎年1回行う必要があるのか疑問。特に、既設の単独処理浄化槽については、費用対効果で見れば第11条検査によって得られる効果は希薄なのではないか』との意見についてどう考えるか

(その他)

- ・ 『不適正率については、全国的にばらつきが見られるため、国として法定検査の判定について統一した基準を作成し、指定検査機関の検査員に対し再教育の実施と公正さを担保するための国家資格の付与が必要ではないか』との意見についてどう考えるか
- ・ 『検査に関する負担を軽減するため、例えば、透視度が一定程度であればBOD検査を不要とするなど、検査方法の簡素、合理化を図ってはどうか。また、こうしたことは、汚濁負荷を減らすインセンティブやそのための努力に対する評価としても検討が必要ではないか』との意見についてどう考えるか